

「第 15 回 越後・謙信 SAKE まつり 2020」 広報物作成業務委託 に係るプロポーザル実施要領

この要領は、「越後・謙信 SAKE まつり 2020」の広報物に係る業務のうち、ポスター、チラシ（当年度及び翌年度告知用）、パンフレットの作成及び印刷を業務委託するため、企画提案公募型プロポーザル方式により、適切な業務遂行能力を有した委託事業者を募集し、選定することを目的とする。

1 対象業務

「第 15 回 越後・謙信 SAKE まつり 2020」 広報物作成業務委託 ※新年度契約

2 業務内容

「第 15 回 越後・謙信 SAKE まつり 2020 広報物作成業務委託 仕様書」及び本 SAKE まつりの広報戦略に対するアドバイス業務

3 契約予定期間

契約締結の日から令和 3 年 3 月 31 日まで

4 契約締結

委託候補者に選定された事業者と、令和 2 年 5 月 1 日以降に契約書を取り交わすものとする。

5 提案限度額

1,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、プロポーザル参加申込日現在において、次に掲げる参加資格要件の全てを満たす事業者とする。

- (1) 新潟県内に本社又は支社、営業所等を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者

(4) 代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次のいずれにも該当していない者であること。

ア 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められる者

イ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 反社会的勢力を利用していると認められる者

エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者

オ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者

(5) 観光等に関するポスターやパンフレット等の印刷物の製作実績がある者

(6) 緊急の打ち合わせ等が必要なときに迅速に対応ができる者

7 全体スケジュール

項 目	期間等
公募開始（実施要領の公開）	令和 2 年 3 月 30 日（月）
参加申込書受付	令和 2 年 3 月 30 日（月）から 令和 2 年 4 月 10 日（金）午後 5 時まで
質問の受付	
提案書（紙面の制作見本）作成のための閲覧及び提供	
質問への回答（ホームページ掲載）	令和 2 年 4 月 15 日（水）
企画提案書の提出期限	令和 2 年 4 月 24 日（金）正午
委託候補者選定結果通知（予定）	令和 2 年 4 月 30 日（木）以降

8 応募手続き

(1) 参加申込書の提出

参加資格を満たし、本選定に参考の意思がある方は、「越後・謙信 S A K E まつり 2020 広報物作成プロポーザル参加申込書」を下記により提出すること。

①受付期間 令和 2 年 4 月 10 日（金）午後 5 時まで（必着）

（土、日曜日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

②提出方法 越後・謙信 S A K E まつり実行委員会事務局（高田本町まちづくり(株)内）まで持参または郵送（期限内必着）すること。

(2) 質問の受付及び回答

①受付期間 令和 2 年 3 月 30 日(月)から令和 2 年 4 月 10 日（金）午後 5 時まで

②質問方法 所定の様式に記載のうえ、電子メールまたは F A X にて下記まで提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。

③回 答 令和 2 年 4 月 15 日（水）以降に当実行委員会ホームページで回答

(3) 制作見本の閲覧及び提供

①日 時 令和 2 年 3 月 30 日（月）から令和 2 年 4 月 3 日（金）

午前 9 時から午後 5 時まで ※事前に希望日時を連絡願います。

- ②対応場所 越後・謙信 S A K E まつり実行委員会事務局 (高田本町まちづくり(株) 内)
- ③提供資料 2019 年に作成した成果品を直接交付する。

(4) 企画提案書の提出

- ①受付期間 令和 2 年 4 月 15 日 (水) から 4 月 24 日 (金) 正午まで (必着)
(土、日曜日を除く午前 9 時から午後 5 時まで)
- ②提出方法 越後・謙信 S A K E まつり実行委員会事務局 (高田本町まちづくり(株) 内) まで持参または郵送 (期限内必着) すること。

9 企画提案書

以下の資料一式を「企画提案書」として 8 部作成し、提出すること。

(1) 企画提案概要書

「第 15 回 越後・謙信 S A K E まつり 2020 広報物作成業務委託仕様書」の内容を踏まえ作成すること。

<留意事項>

- ①別紙、「越後・謙信 S A K E まつり開催概要」を一読のうえ、イベントの趣旨や近年の来場実績等を踏まえ、企画の提案を行うこと。
 - ②企画提案概要書には、業務を実施するにあたっての基本的な考え方 (ポスター、パンフレットの概要、特徴やコンセプト等) を記載すること。なお、企画提案概要書の様式は任意とするが、A4 用紙 (片面) 5 枚以内とする。
 - ③企画提案の例示として、ポスター・パンフレットの試作品を提出しても構わない。
 - ④提出された書類については、追加・削除等は原則、認めない。
- (2) 観光イベント等に関するポスターやパンフレット等の制作実績が分かるもの。
- (3) 会社の概要等が分かるもの (パンフレット可)。
- (4) 見積書 ※企画提案の内容を実施するための総額と項目ごとの内訳が分かるように記載すること。

10 委託候補者の選定方法

審査は、選定審査会を開催し、審査項目に基づき内容を総合的に判断し、最も高い評価の提案を行った者を委託候補者として選定する。ただし、選定委員の総意で委託候補者を選定しない場合もある。

なお、審査は非公開とし、審査に関する問い合わせには応じない。

審査項目	審査基準
コンセプト	狙いが明確に表されており手法が優れているか
デザインセンス	当イベントの魅力を端的に伝えられ想起させられるか
情報の質・量	必要な情報を過不足なく提供することができるか
業務執行技術力	業務執行にあたり必要な知識や経験を有するか

コストパフォーマンス	コストに対して充実した提案内容であるか
その他	※自由提案

※仕様に定めのない事項で、提案したい事項がある場合は提案も可能とし、内容に応じて審査の加点対象とする。

1 1 審査結果の通知

(1)選定結果の通知

令和 2 年 4 月 30 日（木）以降

(2)通知の方法及び結果の公表

提案者全員に対し、書面により通知する。なお、委託候補者については、越後・謙信 S A K E まつり公式ホームページにおいて公表する。

1 2 契約締結に向けての協議

越後・謙信 S A K E まつり実行委員会は、選定審査会において委託候補者を選定するが、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

なお、契約締結にあたっては、委託候補者が提案した企画提案書を基に協議を行い、必要に応じて、企画提案書に記載された内容の項目追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させるものとする。

1 3 その他

(1)提出された書類は返却しません。

(2)委託候補者の企画提案に係る一切の著作権は、越後・謙信 S A K E まつり実行委員会に帰属し、無償で当実行委員会に譲渡するものとする。

(3)選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

(4)企画提案内容に含まれる特許権など、法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

(5)本プロポーザルによって収集した個人情報については、本業務以外には利用しないものとする。

(6)本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者が負担すること。

1 4 問い合わせ及び各種書類の提出先

〒943-0832

上越市本町 5 丁目 3 番 28 号

越後・謙信 S A K E まつり実行委員会事務局（高田本町まちづくり棟内）

TEL・FAX：025-522-3415

E-mail：info@takadahoncho.jp